

○大気汚染物質に係る環境基準

物質の名称	環境上の条件
光化学オキシダント	1時間値が 0.06ppm以下であること
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が 0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm以下であること
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が 10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm以下であること
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が 0.04ppmから 0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること
微小粒子状物質	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること

※ppm : 100万分の1

## ○有害大気汚染物質に係る環境基準

環境基準とは、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」のことで、環境基本法で定められています。

有害大気汚染物質の環境基準は、長期間の曝露による健康影響を考慮して設定しているため、環境基準を超えていても今すぐに健康に影響が現れることはありません。

なお、環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用されないことになっています。

物質の名称	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が $3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が $200 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が $200 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
ジクロロメタン	1年平均値が $150 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること

## ○有害大気汚染物質に係る指針値（環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値）

指針値は、「有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気モニタリングの評価にあたっての指標や、事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待できるもの」として、中央環境審議会の答申を受けて、国が設定しました。

なお、指針値は、現段階では「有害性評価に係るデータの科学的信頼性」が不十分であっても、大気モニタリングや事業者の排出抑制の指標として設定されたもので、環境基準とは区別されています。

物質の名称	環境上の条件
アクリルニトリル	年平均値 $2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
塩化ビニルモノマー	年平均値 $10 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
水銀	年平均値 $0.04 \mu\text{gHg}/\text{m}^3$ 以下
ニッケル化合物	年平均値 $0.025 \mu\text{gNi}/\text{m}^3$ 以下
クロロホルム	年平均値 $18 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
1,2-ジクロロエタン	年平均値 $1.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
1,3-ブタジエン	年平均値 $2.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
ヒ素及び無機ヒ素化合物	年平均値 $6\text{ngAs}/\text{m}^3$ 以下
マンガン及び無機マンガン化合物	年平均値 $0.14 \mu\text{gMn}/\text{m}^3$ 以下